

明石市 一般不妊治療費助成・特定不妊治療費助成制度に関するQandA

Q 1 助成対象者について、単身赴任などで夫婦の一方が明石市外に住所がある場合に、明石市の助成制度の対象となりますか。

A 1 助成対象者の要件を、「夫婦のいずれか一方が、治療期間かつ申請日において明石市内在住であること」としているため、明石市の助成制度の対象となります。

Q 2 助成対象者について、例えば夫が単身赴任で県外に居住している場合に、県外で行った治療は明石市の助成制度の対象になりますか？

A 2 妻が明石市内に居住している場合（明石市内に住民票がある場合）は、明石市外や兵庫県外の国内で行った不妊治療についても、助成制度の対象となります。

ただし、夫が居住している県や市町村で不妊治療助成を受ける場合は、明石市の助成制度を重複して利用することはできないため、申請は受付できません。

Q 3 婚姻届を提出しておらず、事実婚の状態の不妊治療を行っていますが、明石市の助成制度の対象となりますか？

A 3 事実婚であっても助成制度の対象となります。申請の際に、戸籍謄本（全部事項証明）のほか、「事実婚関係に関する申立書」もしくは「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書」の提出が必要となります。

Q 4 令和8年度以前より特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を続けています。令和8年3月から採卵等の治療に入り、令和8年4月中に受精・胚移植、令和8年5月中に妊娠判定があった場合、令和8年3月以降の治療すべてが助成対象となりますか？

A 4 助成対象の治療の要件を、「令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に治療し、かつ支払いを行った治療」としています。したがって、令和8年3月31日までにを行った治療は助成対象とならず、令和8年4月1日以降に治療し支払いを行った分が助成対象となります。

Q 5 今後、令和8年12月に特定不妊治療を開始し、採卵等の治療に入り、令和9年1月中に受精・胚移植、令和9年2月中に妊娠判定があった場合、令和8年12月以降の治療すべてが助成対象となりますか？

A 5 助成対象の治療の要件を、「令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に治療し、かつ支払いを行った治療」としています。したがって、令和9年1月1日以降に治療し支払いを行った分は助成対象とはなりません。

Q 6 助成対象となる治療について、令和8年7月1日に夫婦で市外から市内に転入し、その手続きを行いました。令和8年5月から不妊治療を継続していますが、令和8年7月1日より前に行った治療についても明石市の助成制度の対象になりますか？

A 6 助成対象者の要件を「夫婦のいずれか一方が、治療期間かつ申請日において明石市内在住であること」とし、また助成対象の治療の要件を、「令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に治療し、かつ支払いを行った治療」としているため、明石市民である間に行った不妊治療が助成制度の対象となります。したがって、令和8年5月・6月に行った不妊治療に対しては、明石市の助成制度は利用できません。

また、例えば、令和8年8月から治療を開始し、9月以降も継続している場合に、令和8年9月1日に明石市内から市外に転出し、その手続きを行った場合は、令和8年8月31日までに治療・支払いを行った分が、助成対象となります。なお、「申請日」においても明石市民であることが必要となりますので、ご注意ください。

Q7 保険適用外の不妊治療も、助成対象となりますか？

A7 医師が妊娠する見込みがあると判断し行った不妊治療については、すべて助成対象とします。したがって、一般不妊治療助成、特定不妊治療助成とも、保険適用外の不妊治療も助成対象となります。保険適用内の治療と、保険適用外の治療の混合診療により、全額が保険適用外となった場合も、すべて助成対象となります。

Q8 不妊治療と並行して行う男性不妊治療についても、助成対象となりますか？

A8 保険適用の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）と並行して行う男性不妊手術（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）は、特定不妊治療費助成の対象となります。

また、一般不妊治療において行う男性不妊治療については、一般不妊治療費助成の対象となります。なお、いずれも保険適用外の治療であっても助成対象となります。

ただし、男性不妊治療だけで、別に助成申請を行うのではなく、夫婦による一般不妊治療もしくは特定不妊治療として、一つの申請の中で助成対象経費に含めて申請する形になります。

Q9 明石市では、不妊症の原因を調べるため、夫婦がそろって行う検査の初回費用の助成制度（ペア検査助成：保険適用外の検査が対象で、検査費用の10分の7を助成）がありますが、新たに始まる一般不妊治療費助成との関係はどうなりますか？

A9 明石市が開始する一般不妊治療費助成の対象には、ペア検査助成の費用は含まれません。別の制度として助成を行うため、それぞれ申請が必要となりますので、一般不妊治療費助成の申請の際にペア検査助成に要した費用を含めないようご注意ください。

Q10 助成対象となる費用に、食事療養費や文書証明料などを含めてもよいですか？

A10 助成対象となる費用は、あくまでも不妊治療そのものに係る費用のみとなります。

したがって、食事療養費、個室料、文書証明料などは、助成対象の費用には含めないでください。

Q11 今回は、明石市が行う不妊治療は「モデル事業」として実施するとのことですが、モデル事業とはどういう意味ですか？

A11 現在、明石市内で不妊治療を行っている医療機関はあまり多くない状況であることから、明石市民の不妊治療の実態や支援ニーズを把握することを目的として行うため、「モデル事業」として実施します。したがって、助成対象となる治療を「令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に治療し、かつ支払いを行った治療」としてしています。

なお、モデル事業の終了後も支援の継続を検討しており、継続する場合は、令和9年1月1日以降に実施し支払った治療を対象とする予定です。

ただし、モデル事業終了後の助成制度においては、制度内容が変わる可能性もあります。詳細が決定すれば、改めてご案内いたします。